

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.011

処 分 名	排水設備工事責任技術者の登録
処 分 の 概 要	適格であると認められた者については、排水設備工事責任技術者証を交付するとともに、排水設備責任技術者名簿に登録する。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 39 条 春日部市指定排水設備工事店規則第 15 条第 2 項
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （登録の申請） 第 15 条 2 市長は、前項に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認められた者については、春日部市排水設備工事責任技術者証（様式第 6 号。以下「責任技術者証」という。）を交付するとともに、春日部市排水設備工事責任技術者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。
標準処理期間	14 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 3 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市指定排水設備工事店規則

(登録の申請)

第15条

2 市長は、前項に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めた者については、春日部市排水設備工事責任技術者証(様式第6号。以下「責任技術者証」という。)を交付するとともに、春日部市排水設備工事責任技術者名簿(以下「名簿」という。)に登録する。

■春日部市下水道条例

(手数料)

第39条 市長は、次に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(3) 排水設備工事責任技術者登録手数料 1件につき 15,000円

(4) 排水設備工事責任技術者継続登録手数料 1件につき 4,500円

2 納付した手数料は、還付しない。